

道路第 1022 号
平成29年 3月27日

社団法人 北海道舗装事業協会
会長 渡辺 一郎 様

建設部土木局道路課長

「道路事業設計要領（平成26年4月）」の一部改訂について（通知）
このことについて、別紙のとおり内容を一部改訂しますので、関係職員に対する周知をお願いします。

記

- 1 本件は前回改訂（平成28年4月28日部分改訂）以降の改訂内容を通知するものです。
- 2 改訂の適用基準日は、別紙「道路事業設計要領（改訂）の取扱いについて」を参照願います。

（道路整備グループ）

（別紙）

道路事業設計要領（改訂）の取扱いについて

このことについて、適用基準日は下記のとおりとします。

記

1 適用基準日

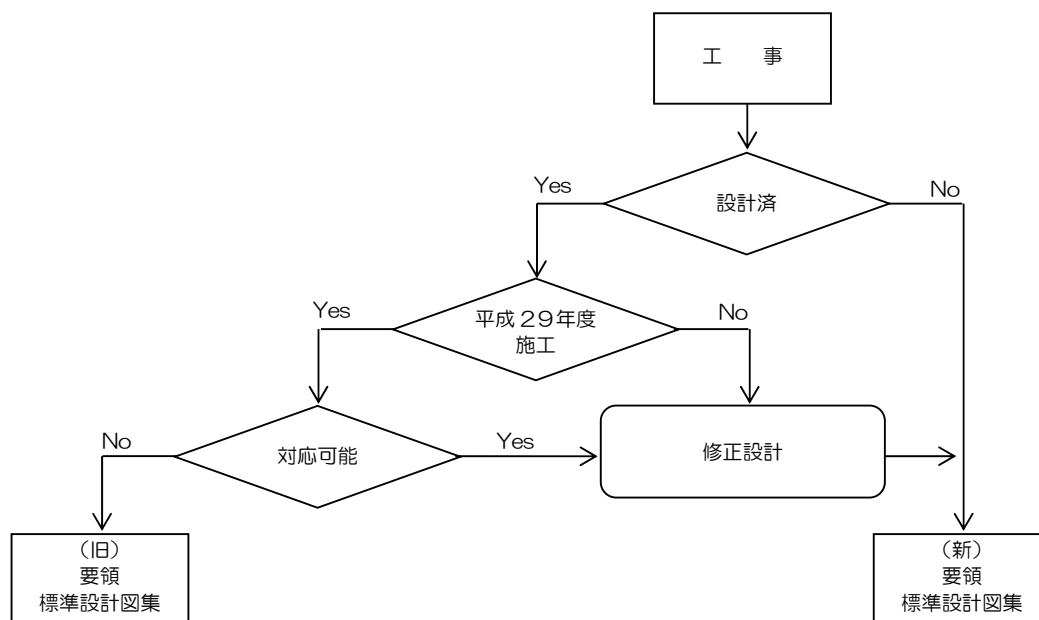
平成29年4月1日より適用する。

2 委託業務

- 1) 旧要領により設計済の業務で、工事着手まで時間に余裕のある場合は、新要領を用いて修正を行うものとする。
- 2) その他、上記によりがたい場合は、本庁担当課と協議することとする。

3 工事

- 1) 旧要領により設計済で、平成29年度に施工を予定しているもので、工程上修正設計をする余裕のない場合は、修正を行わなくてもよい。
- 2) 旧要領により設計済で、平成29年度に施工を予定しているもので、工程上修正設計が可能なものは、修正を行うものとする。
- 3) 旧要領により設計済みであるが、平成30年度以降に施工を予定しているものは、原則として修正を行うものとする。
- 4) その他、上記によりがたい場合は、本庁担当課と協議することとする。



〔道路課道路整備グループ〕

「道路事業設計要領」及び「道路工事設計図集」の主な改訂概要

■道路事業設計要領

【第 1 章 総則】

1-3 項

参考文献に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成 28 年 7 月）を追加した。

【第 2 章 道路の構造基準】

2-57 項

幅広路肩の設置検討について、記載表現を改めた。

【第 10 章 橋梁】

10-1 項

平成 28 年度に北海道が見舞われた台風による被害を教訓とし、過去の被災状況を考慮した設計となるように解説に追記した。

10-188 項

スノーブラウ誘導版について、コンクリート立ち上げ寸法及び二次製品誘導版の整合を考慮した記載を追記した。

補修工事の場合の舗装厚 50mm を考慮した記載を追記した。

10-195-1 項

落下物防止柵について追記した。

これまで落下防止柵の記載はなかったが、跨線橋、跨道橋を計画する場合に交差物管理者と協議すると落下物防止柵の設置を求められる例があるため追記した。

【第 12 章 カルバート】

12-35 項

斜角が付くカルバートにおける端部三角部分の配筋について、カルバート工指針では明確に記載されていない事から明確に記載した。

■道路工事設計図集

【防雪柵工】

防雪柵工-11-H(29)防雪柵管理標を追加した。

【大型標識工】

大型標識工-33-H(29)道路標識管理標に追記した。

【付帯作工】

付帯作工 04-H(29)鋼製大型視線誘導標（規格）に追記した。

【照明工】

照明工-07-H(29)照明管理票を追加した。

【道路情報表示装置】

道路情報表示装置-03-H(29)道路情報表示装置管理標を追加した。